

川崎市地域活動支援センター事業選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市が助成対象とする地域活動支援センター（以下「センター」という。）の選定を公正かつ適正に実施するため、健康福祉局に川崎市地域活動支援センター事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

委 員	所 掌 事 務
健康福祉局障害保健福祉部長 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長 健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長 健康福祉局障害保健福祉部障害者更生相談所長 健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター所長	センターの設置及び指導に関すること。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局障害保健福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局障害計画課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、必要があると認められるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(対象の選定及び選定基準)

- 第6条 委員会は、次の基準を考慮し、当該年度の予算状況の範囲で、助成の対象となるセンターの選定を行う。
- (1) 川崎市地域活動支援センター事業選定指針に適合していること。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関係法令等及びセンターに係る本市の要綱に適合していること。
  - (2) センターの設置者が障害者福祉に対し見識を有し、かつ、職員体制等が確立しているなど、安定した運営と処遇水準の維持ができていないこと。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害保健福祉部障害福祉課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。